

## 第56回琵琶湖レジャー利用適正化審議会【議事録】

■日時：令和5年3月22日（水）14時～16時

■場所：（一社）環びわ湖大学・地域コンソーシアム会議室

■出席委員：磯崎委員、岩城委員、岩寄委員、植田委員、上田委員、宇尾委員、  
浦部委員（会長）、窪園委員、田中委員、深町委員、山本委員、和田委員、  
【出席12名（うち、深町委員はオンライン）、欠席3名】

### ■会議次第

1. 開会・滋賀県理事挨拶

2. 会長の選任について

3. 議事

（1）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況について

（2）航行規制水域の一部見直し要望について

### ■議事内容

（事務局） 議事（1）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況について説明。

（会長） どうもありがとうございました。非常にたくさんのご説明を頂きましたが、ただ今の事務局からの説明にありました進捗状況の概要につきまして、ご質問、ご意見、あるいは、ご提案等がございましたら、委員の方から発言をお願いしたいと思います。

（委員） すみません。

（会長） はい。どうぞ。

（委員） 湖岸の利用についてですけれども、特に水上バイクを扱う業者が湖岸のある一定区間を占有しておるといような状況が見受けられますし、それは水泳場とか、個人の土地外、言うならば河川敷ですね。

違う事業者によると、そういうケースの場合は、滋賀県の流水占有条例に基づいて利用料を徴収されておるとい現実がありまして、水上バイクを扱う事業者が、別にそのことをとがめるわけではなくて、滋賀県として湖岸を占有する場合に、別の業者には流水占有条例で一定の利用料の支払いを求めると。

そういう、調査が行き届かない業者は、湖岸のプライベートビーチ化している、その土地はただでその個人事業者の営利事業に使用するというのは、ちょっと滋賀県の施策とし

ではかなりギャップがあるのではないかなと私は思っていますけれども、どうですか。

(会長) どなたか、ご説明お願いできますでしょうか。

(事務局) 今のお話は、きちんとそういう手続きをしているところと十分にせずに、しているのか、していないのか分からないような状態でやっているというところがあって、公平性に問題があるとか、そういったことでよろしかったですか。

(委員) そうです。例えば漁業者の場合で言いますと、水面利用をする場合に、構築物もありますけれども、 $m^2$ あたりいくらとかいう形で流水占用料等徴収条例に基づいた金額を県が徴収しているということがありますし、陸の県有地でも実際にそういう事例はあります。

私の漁業組合でも県の官地を利用させてもらった場合は、その面積に応じて県から占用料を徴収されるということが実際にそれはあるので、その辺が、プレジャーボートを扱う業者が湖岸を使うのなら使うのはいいと思いますけれども、やはりきちっと県としても、その面積に応じた、何というのかな、施策を進めていかれたほうがいいのではないかなと私は思います。これは県土木さんに関係あると思います。

(事務局) そうでしたら、本日、流域政策局に来ていただいています。マイクを回します。

(事務局) すみません。流域政策局河川・港湾室です。今の件、基本的に河川法に基づく河川占用許可というものを行っております。今、質問を頂いた件全てのお答えになるかは分かりませんが、まず琵琶湖における、そのような船を扱う、プレジャーボートを扱う事業者につきまして、一つはマリーナ施設として河川占用許可を受けているもの、これはマリーナ施設ということで直接的な要綱としてはマリーナ指導要綱というのが、観光振興局が所掌している要綱もございますけれども、このマリーナ指導要綱に基づいて、マリーナ施設として占用許可を受けているものが一つございます。

もう一つ、これはなかなか河川・港湾としても、また大津他各土木事務所でも苦慮しているのですが、県のこの琵琶湖の河川占用許可類型の一つに、琵琶湖の背後地、つまり琵琶湖と直接接している土地、そこにおいて申請者自らが所有する船舶に使用するための車両などを設けるということで、これも河川占用許可を出す対象となっています。

ただ、それは申請者自らが所有する船舶ということで限定しているのですが、往々にして、それが事実上貸船業まがいのことを行っている、もしくは、大っぴらに貸船業を行っていないけれども、それに近いような行為を行っているなどもございまして、この部分の峻別を付けるというのはなかなか難しい部分でございます。

ただ、一方で完全に自己所有船舶の琵琶湖への乗り入れを隣接地であっても、それを規制するという自体は規制の行き過ぎになる部分もございますので、それに関しては、より厳密に審査をした上で、必要なものについては占用許可を与えていると。占用許可を与える時に、委員がおっしゃられました流水占用料、これは条例に基づいていますけれども、それを、占用料を徴収しているというところでございます。

(会長) 委員、よろしいでしょうか。

(委員) 言われることはよく分かるのですが、その現場現場で、何というのかな、季節的なもので、水上バイクの利用というのは、シーズンオフであれば何の変哲もない湖岸ですが、シーズンになると、そこでキャンプをしたり、バーベキューをやってみたり、例えば、公共の湖岸を個人的な営利目的で占用しておるということはちょっとおかしいのではないかなと私は思ったので、それだったら、完全にこの区域を指定して、協定書なり何なりを結んで、滋賀県がその占用料なり何なりを徴収して適正化を図ったらどうかと私は思います。

(事務局) ありがとうございます。先ほどの流域政策局からの答えが今のルール上の原則ということですので、頂いたお話はまた受け止めさせていただいて、この場でというよりは、ご意見として頂いておくと。

(会長) よろしいでしょうか。はい。

(委員) よろしいでしょうか。

(会長) はい。それでは、委員お願いいたします。

(委員) はい。冒頭、本年度の基本計画の概要、事務局からお話があった中に、赤で明記して、ローカルルールの推進、これは前年度の活動の中でも大事といいますか、スポットを当ててやっていきたいと思いますという、そういう話だったと思うのですが、ここ2年間の活動のご説明の中ではどうもあまりうまくいっていないのではないかなという、そういうふうなご説明ではないかという認識なのですが、これはいかがでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。実際に（ローカルルールの策定という）形として出来上がったものはないということでございます。私どもの方としましては、実際に幾つかの集落におきまして、苦情とか、いろいろと対策を求められたりとかいうことで個別に行かせてもらったりしているところがございます、そういう所については、こういった制

度について、お薦めというか、こういう制度がありますよ、どうでしょうかというような投げかけということはさせてもらっておりますが、やはりその地域においていろいろと事情がございまして、なかなかずっと利害関係者がその交渉のテーブルに着けるところと、激しく対立して、なかなか話し合いの場に付けないというようなところがございまして、ちょっと対応に苦慮しているところはあるのですが、その辺りも踏まえまして、こちらとしても何とかそういった交渉、まずは話し合いの場に付いていただけるような形で進めていきたいなというように考えております。

(委員) ありがとうございます。そういう観点でいきますと、このプレジャーボートの違反行為のお話、ご報告がありました。これについては課題というか、認識の中で、関係機関との合同啓発ができなかったという反省がございましてということなのですね。それはまさに市町との連携というのでしょうか、そこへの働きかけで、やりようによっては効果が出てくる。

例えば、大津北警察署との連携でやっておられるようなところもありますし、工夫といますか、働きかけのアプローチの問題かなと思うのですけれども、県にとっても地元市町にとっても共通の課題になる部分については、一緒に取り組むべきところがあるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局) まさにご指摘を頂いたとおりだと思っております。昨年度は、今もおっしゃっていただきましたけれども、大津北警察署との合同でのパトロールをさせていただいて啓発させていただいているということもございまして、昨年までは割とコロナで他団体もなかなかというところもあったのですが、そのコロナについても、かなり規制のほうも緩和されてきているということもございまして、これまで合同でしていたところを中心に、またこちらのほうからもお願いをして積極的にやっていきたいなというように考えております。

(委員) 大いに期待をしております。ありがとうございます。

(事務局) ありがとうございます。

(委員) よろしいですか。

(会長) はい。それでは、委員、お願いいたします。

(委員) はい。今、ご説明いただきまして、このプレジャーボートとか水上バイクで、いろいろとマナーが悪い方々が一部おられる。それによって、この会計年度任用職員の方

が大変なご苦勞をされているのは、何となくイメージとして分かったのですが、いわゆる停止命令を受けられた方、指導・警告を受けられた方というのは、ある意味常習性があるのかとか、例えばどういう、デモグラフィックというか、態様の方なのかということなどは分析されているのでしょうか。例えば、若い、若くない、出身地をどこまで取れるかはあれですけども、その辺のデータとしては何かお持ちなののでしょうか。

(事務局) 正直データとしてまとめてはいないのですが、個別に指導・警告、もちろん停止命令、例えば住所から年齢から、その辺りの情報は取って一定把握はしているところとして、例えば、エリアで言いますと、県内の方は少なく、県外の、京阪神の方が多いであるとか、年齢につきましては、若い方から意外と40、50ぐらいの方でも対象になる方もおられますし、一定本人の属性と申しますか、その辺りについては把握しております。

(委員) そういうところを把握できれば、今度、認証を与える際に、その部分でいわゆる対策を打てないかなと思ったりもしたのですが、なかなか何となくイメージだけで言うてはいけないので、データで言わないとあれなのですが、何となく今おっしゃったような方々だったとしたら、その最初の時点で、そういった方にちょっと強く、教育というか、いろんな対策でもって少しでも、やはりいいマナーの方を増やしていくということが重要なと思います。今の対策だと非常に人海戦術で頑張っているという形がありますが、もちろん大切なことなのですが、やはりいかに効率的に押さえていくかということも重要なというふうに考えましたので、ぜひそんな観点もお考えいただいたらと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(会長) 他にご意見のある方、ぜひご発言をお願いいたします。

それでは、私のほうから一つ伺いしてよろしいでしょうか。彦根の松原スロープが、今年度から通年で閉鎖の予定ということですが、昨年度までは夏季の間だけ閉鎖したけれども、やはり十分な効果が得られていなかったということなのではないでしょうか。

(事務局) 実際にプレジャーボートがあの辺りを航行するというのは、大体最近は割と10月でも気温が高いということもあって、10月末ぐらいまでは出ておまして、11月以降になると、その航行の数がぐっと減るというようなこともあったので、効果としては、この期間限定での閉鎖ということでも、そんなに悪い結果ではなかったのですが、逆に冬季、11月以降に閉鎖したとしても、特段問題がないというか、航行者も少ないでするので、この際、通年で閉めても影響としてはあまりないだろうということから、通年閉鎖

に向けて今取り組んでいるところでございます。

(会長) 冬季は閉めておいても、特に地元の方にとって支障とかはないということなのですね。

(事務局) はい、そうです。

(会長) 分かりました。

(委員) いいですか。

(会長) はい。委員、お願いいたします。

(委員) すみません。今、議長がおっしゃられた松原スロープなのですけれども、これからマナーが良くなって、また使えるようになる可能性はあるのでしょうか。お願いいたします。

(事務局) その辺りは何とも。今、まさに通年閉鎖しようとしているところなので、なかなか難しいところではあるのですが、いったん閉めてしまっただけで、もうそれが定着してくると、今度また開けるとなった時に本当に大丈夫かというようなところが出てくると思うのです。その辺りでどうかと。

おそらく、また開けると、あそこは条件が良くて、すごく水上バイクを下ろしやすい条件になっていますので、また改善されたから再度開けようという判断というのは、絶対ないとは言えないかもしれないですけれども、なかなか難しいのかなと、当方としては考えています。

(委員) よろしいですか。

(会長) お願いします。

(委員) これは意見なのですけれども、今の松原スロープを閉めていただいて、苦情等も、昨年、当然これは知事への手紙と同様にわれわれも苦情というのを受けるのですが、そういうような意見もなかった。若干クレーンでジェットを乗り入れて、それは不法侵入なのですけれども、それは通報しましたけれども、それがあつたぐらいで、あと、松林の所から入ってくるというのはあつたとは思いますが、そういった苦情はなかったのを助かっています。

ただ、今、委員がおっしゃられたようなので、今後、僕は、ごめんなさい、個人的には水上バイクはノーなのですけれども、例えば釣り船とかで、全く静かにルールを守って利用されていたこともあるのです。私も実はビワマス釣りはあそこから入ってしていた者なので、当然水上バイクを防止するためには仕方ないのかなと言って諦めている釣り仲間もいっぱいいる中で、何か一定、ちゃんとルール化、なかなかこの水上バイクと釣り船を分けることが難しいかもしれないですけれども、そういったところは、また地元からの要望も含めてできればなというようには思っています。

いずれにせよ、観光資源という意味では、われわれは湖魚に対してやはりちょっとポジティブにこれから進めていこうかなと思っていますので、しっかりと騒音対策を守れる、あとは、その航行水域を外にできるということであれば、今回、これを広げていただけるのも大変ありがたいです。

と申しますのは、この8月に、ずっと閉鎖しておりましたビューホテルさんが新たにオーナーが代わって再開もされますということで、あの域を禁止していただける、水上バイクの禁止をしていただけるのは大変ありがたいのですが、今後、あその地区の開発の中でそういう適正な利用というのは、余地だけは残していただきたいので、それはこちらからの要望になると思うのですけれども、そういうことがあるというのだけは意見として述べさせていただきます。

あと一点、質問です。これはおそらく彦根港から出たジェットスキーでの事故だったと思うんですが、昨年事故状況とかは、水上バイクだけに限ってですけれども、そういったところというのはやはり把握しておきたいので、もしわかればお願いします。ご承知のように猪苗代湖のようなことが絶対にあってからは遅いので、われわれとしては、やはり特に違反区域でやっているのは、弁護士先生もいらっしゃいますけれども、知らなかったでは済まない。当然これは下から泳いでいる遊泳客が上がってくることは想定できる範囲なので、なかなか条例で厳罰化というのは難しいかもしれませんけれども、未必の故意があるぐらいの気持ちではおりますので、そこで暴走する水上バイクにとっては、今のあれはたぶん単独で乗っておられる中学生だったように仄聞していますけれども、その辺の事故状況がもし分かる範囲であれば教えていただければと思います。

(事務局) 県警さん、よろしいですか。県警さんのほうにマイクを回させていただきます。

(滋賀県警) 滋賀県警の地域課の田村と申します。事故状況については、令和4年で水上オートバイに特化しますと、1年間で12件あります。それで、負傷者の方が12件のうち10人おられまして、無事、けががなかったのは15人おられます。死傷者とか行方不明はおられません。今、ご質問のあった彦根警察署管内に絞りますと1件で、負傷者2名の方がおられるような状況になっております。

(委員) ありがとうございます。

(会長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(会長) 他にご意見やご質問等のある方がありましたら、よろしく願いいたします。

(委員) はい。

(会長) はい。委員、お願いいたします。

(委員) すみません。ローカルルールを、事故を防ぐためにローカルルール等を県外の皆さんの方に、県内の皆さんもそうなのですけれども、知っていただくためには、皆さん、活動していただいていると思うのですけれども、やはりこのローカルルールブックやチラシ等の広告だけでは正直皆さんには伝わらないかなと思うのです。皆さん、マリーナにこういった雑誌等を置いていただいても、正直お客さまは見える所に置いても見ないというのが現状なのです。

知っていただくためには、時代に沿ってウェブ化等をしていけばいいのではないかなと私はちょっと思っていて、ウェブで調べて皆さんがご利用されるというのが多いので、琵琶湖レジャー、ジェットとかで検索すると、まずトップにルールの説明が出てきたり、そういうような、そういう工夫をしたらいいのではないかなと思うのが一点と、もう一点はスロープ、松原スロープの件なのですけれども、苦情があつて閉めないといけないというのは仕方ないかなとは思っているのですけれども、閉めたら、そこにいたお客さんたちが、利用者がまた別の所に行って、またそういった同じことを繰り返すのではないかなとちょっと思ってしまうので、もしそういった時にまた閉めるとなると、どんどん規制がかかって、どこからも利用ができなくなるという状況で、滋賀県に誰も利用者が来ないという状況になるのではないかなと思うので、そうならないためにも今後の対策が必要なのではないかなと思いますので、またよろしく願いします。

(事務局) ありがとうございます。ご指摘のとおりでございまして、おそらく松原を閉めたことによって、他の湖岸に流れているのかなというのは一つ思っております。こちらとしては、マリーナさんの方に集約をして揚げ降ろしをしていただくというようなことを考えております。

また、広報の方法についてもチラシやルールブックの配布だけでは不十分ではないかと



のご指摘を頂きましたけれども、今、SNSとかがかなり進んでおるところでございますので、そういった媒体も活用しながら、あと、県のホームページにも載せてはおりますが、こちらもなかなか見にくいというようなお声も頂いているところがございますし、その辺りは見ていただきやすくなるように工夫をして、広く伝わるような形で対応したいと思っておりますので、また事業者さんのほうもご協力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 他にご発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、委員、お願いいたします。

(委員) ありがとうございます。初歩的な質問になってしまうと思うのですが、プレジャーボートの適合証についてお聞きしたいのですが、プレジャーボートの適合証というのは、どなたが付与して、どなたに付与されるのかというところがちょっと分からないなと思ひまして、事業者さんに付与しているのか、プレジャーボートを利用するお客さんに付与しているものなのか、あとは、違反している方がどれぐらいその付与を受けているのかとか、そういう付与の状態とか、普及状態についてお聞きしたいなと思ひています。

あと、もう一点ありまして、外来魚のリリースの件なのですが、回収ボックスと回収いけすという、その2つの施設の整備があるというお話をしていただいたのですが、回収ボックスの方は、回収した後に焼却処分を実施すると書いてあるのですが、いけすの場合は、回収、堆肥化を実施するということでありまして、堆肥化できたら私は資源の再利用という形でいいのかなと思ひているのですけれども、ボックスのほうは堆肥化できないのかなとちょっと疑問に思ひています。2点お伺ひしたいです。

(事務局) ありがとうございます。お答えします。まず1点目の適合証についてなんですが、こちらは琵琶湖においてプレジャーボートを航行させる場合は、皆さん、適合証のほうを、船のほうに適合証を貼っていただくということが条例で決まっております。

その付与する相手方なのですが、船舶所有者の方に対して付与するというようなことになっているのですが、一方で指定保管業者制度というような制度がございます、特定の指定保管業者として指定を受けられた業者さんが預かれる場合につきましては、所有者ではなくて、そちらで預かっておられる船舶全体をその船舶所有者ではなく、指定保管業者がまとめて申請されるというような方法もありまして、その指定保管業者による船舶というのは、適合証の番号があるのですが、その前に、その業者さんのアルファベット2文字が付いたような適合証がございます。割合としては個人で申請されるものが多いのですけれども、そういった制度になっておりまして、違反者につきましても、私どもも湖

上で実際に違反航行をしている船を止めて注意等しているのですけれども、そうした船舶についても、ほぼ 100 パーセント適合証を貼られています。貼られていない船舶もたまにありますけれども、貼らずに自分で適合証を保管されているというような形で、貼らずに一切申請もしていないというようなことは、ほぼ今現在はないような状態になっています。

ということが、適合証についてのご質問に対する回答でして、2つ目の回収ボックス、回収いけすの話なのですけれども、回収ボックスのほうは堆肥化できないのかというお話だと思うのですが、回収ボックスに入っている魚といいますのは、かなり腐敗が進んでいるような状態でして、聞いていますと、いけすで生きた魚を回収して、腐敗の進んでいない物については堆肥化できるのだけれども、かなり腐敗の進んだ物を堆肥化するのは難しいというようなことがあるようでして、その関係で回収ボックスについては、今、焼却処分という形で対応させてもらっているところでございます。

以上です。

(委員) ありがとうございます。回収ボックスの処分は焼却処分ということだったのですけれども、コンポストとか、資源の活用の再利用という形で、コンポストとかも腐敗が進んでいるのであれば利用できるのではないかなと少し思いました。ありがとうございます。

(委員) 議長。

(会長) はい。では、委員、お願いします。

(委員) すみません。ちょっと本内容とずれたら申し訳ございません。ゴールデンウィークに、草津の志那エリアの駐車場を有料化するという動きを聞いているのですけれども、試験的にやられると思うのですけれども、どのような形でやっていって、目指すところがどんな状態であるのかみたいなの、今の段階で分かれば教えていただきたいのと、夜間利用ができないという情報だけは聞いているのですけれども、そこは防犯的な問題もあるのかなとは思っているのですけれども、防犯的な問題があるのであれば、どの程度の対策なり、どの程度の事件数なりがあるかを教えていただきたい次第でございます。できたら、夜間使用をさせていただけたらいいかなと思っている感じでございます。よろしく申し上げます。

(会長) これはお答えいただけますでしょうか、事務局の方で。

(事務局) すみません。本件については私どもの所管外の話で、他に確認する必要がございまして、確認をさせていただいて後日ご回答ということで、お願いしたいと思います。

→本件については、令和5年3月24日付けで出席委員の皆様に別途回答済み。

(会長) よろしいでしょうか。それでは、まだご意見もあるかと思いますが、時間の都合がございますので、2つ目の議題に移らせていただきたいと思います。

議事の2、航行規制水域の一部見直しについて、こちらについては2カ所について要望が出ているようですが、その概要等について事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局) 議事(2)航行規制水域の一部見直しについて説明。

(会長) ありがとうございます。それでは、ただ今ご説明いただきました件につきまして、委員の皆さまからご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(委員) はい。

(会長) はい。委員、お願いいたします。

(委員) すみません。航行、バスボートで釣りをする場合に、エンジン等で入るのには規制が入ると思われるのですけれども、釣り自体をするのは問題ないという認識でよろしいでしょうか。

(事務局) 航行規制水域になったとしても、釣りをしていただくことは可能ですが、おっしゃられるようにエンジンをかけての航行は駄目になりますので、エレキであったり、手こぎであったりの移動というのはOKになります。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。今回、提案していただいた意見につきましては、いずれもこれから自治体等との協議を進めていって、その上で指定をするかどうかを決定するということですね。

それでは、他にご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、意見も出尽くしたようですので、この議題については閉じさせていただきます。

本日、琵琶湖のレジャー利用の適正化の推進に向けまして、皆さまから非常に貴重なご意見を頂けましたこと、ありがとうございます。また、本日頂きましたご意見を来年度以降の琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の推進に活かしていただきたいと思います。また、この航行規制水域の見直し要望につきましても、これから必要な手続きを進めていただきますようお願いいたします。

本日の議事は、以上とさせていただきます。  
それでは、事務局に進行をお返しいたします。

(事務局) 委員の皆さま、ご審議大変お疲れさまでした。また、会長、議事の進行等ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第56回琵琶湖レジャー利用適正化審議会を終了させていただきます。今後とも、皆さま、どうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(一同) ありがとうございました。